【資料２－２】

第２章　基本的な考え方　検討資料

■ 基本計画（検討案）の概要・検討の流れ

１　新庁舎整備の基本理念・基本方針
…　基本構想において設定した基本理念・基本方針を示す
２　検討方針
…　基本計画検討の前提条件として、集約・複合化の方向性及び本計画において対象とする施設を定義
…　基本構想で整理した内容や上記前提条件に基づき、導入機能、必要規模、施設計画、事業計画における検討方針を整理

１　新庁舎整備の基本理念・基本方針

基本構想において、「現庁舎が抱える課題の解決」、「新庁舎に求められる役割・機能の確保」、「市民等利用者ニーズの把握・反映」、「上位計画等における市の目指す将来像・公共施設のあり方との整合」といった前提となる考え方に基づき、新庁舎整備における基本理念・基本方針を設定しました。

（１）基本理念

人にやさしい出会いとつながりの場
～いつでも、いつまでも、どこからでも～
市民、職員、訪れる人みんなの居場所として、
ふるさと橋本市の未来へのかけはしとなる新たな共創拠点

人にやさしい
- 新庁舎をはじめ、複合施設を含めて**訪れる人の誰もが利用しやすく、オープンで分かりやすい**施設
- **ワンストップ庁舎**の実現により、**市民、職員、訪れる人の利便性**に対応した施設づくり
- 庁舎以外の機能との複合化（複合施設の整備）により、多様な利用者ニーズを受け止める施設づくり

いつでも
- 市民交流や複合施設の諸室、ロビー空間など、**誰もが気軽に訪れ、時間を過ごせる**居場所・空間づくり
- **【具体方策例】**庁舎執務エリアは**適切にセキュリティ・開庁管理**しつつ、市民交流エリアや複合施設は**休日、帰宅前時間の開館**などできるだけ**オープンな施設、運用**を図る

出会いとつながりの場／みんなの居場所／新たな共創拠点
- 新庁舎をはじめ、複合施設を**訪れる方々（市民、職員、市外からの来訪者）の居場所**をつくり、**交流・協働が生まれる**施設を目指す
- **日常の手続きや相談**においても、**市民と職員、職員同士のつながりを大事にする**庁舎づくり
- 庁舎と複合施設の**一体整備による魅力ある公共施設**として、職員と市民が一体となる**新たな共創拠点**を目指す

どこからでも
- **市外から来られる方々**も、市の取組みや観光情報、イベント紹介などが気軽に得られるような**情報発信拠点**を目指す
- **DX 推進や働き方改革、多様性**を受け入れ、リアルとオンラインの両輪で**様々なコミュニケーションと交流**が広がる庁舎を目指す
- **【具体方策例】新庁舎へのアクセス**について、**各方面や駐車場から利用しやすい出入口**をつくり、使いやすい施設とする

いつまでも／未来へのかけはし
- **市の未来、長きにわたって愛される施設**とする
- **将来変化**にも対応しやすい施設づくり
- **必要な機能・スペースを確保**しつつ、公共施設として**コンパクトで環境にやさしい建物**を実現し、**ライフサイクルコストの低減**により**将来の財政負担にも配慮**

（2）基本方針

■方針１ 市民サービスや働きやすさの向上につながる庁舎

概要
- 各種手続きや相談など、来庁者の方々が窓口等をスムーズに利用できる庁舎とします。
- 上記市民サービスを提供する職員が働きやすい環境をつくり、DX 推進とともに行政サービスの質を向上できる庁舎とします。

キーワード
- スマートな窓口、ワンストップ
- 行政手続きのオンライン化
- ICT 活用、DX 推進
- 効率的で効果的な執務機能
- 働き方改革

■方針２ 交流・協働によるまちづくりの拠点となる庁舎

概要
- 手続きや相談のために来庁するだけの施設でなく、気軽に訪れる場所を設け、市民や職員を含めた様々な人が交流し、協働が生まれる庁舎を目指します。

キーワード
- 市民交流、市民協働
- 共創の拠点づくり
- 居場所づくり（サードプレイス）

■方針３ 誰もが利用しやすく開かれた庁舎

概要
- 来庁者の方々が分かりやすく、利便性に配慮した庁舎を目指し、誰もが不自由なく利用できる施設を実現します。

キーワード
- 利用者動線
- ユニバーサルデザイン
- 市民に開かれた議会

■方針４ 安全・安心を守り支える庁舎

概要
- 災害対応拠点として、万一災害が発生した場合でも業務継続可能な庁舎とします。
- 市民に開かれた庁舎としつつ、行政財産や情報を確実に守るセキュリティを確保します。

キーワード
- 災害対策、業務継続
- 庁舎のライフライン維持
- セキュリティ対策

■方針５ 環境にやさしい庁舎

概要
- 公共施設として環境配慮の先導モデルとなる建物を目指し、整備段階、運用段階の環境負荷をできるだけ低減できる庁舎とします。

キーワード
- 省資源、省エネルギー
- 環境負荷の低減

■方針６ 経済的で将来変化に対応できる庁舎

概要
- 公共施設として財政面（イニシャル・ランニングコスト）に配慮した施設とし、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎づくりを進めます。

キーワード
- ライフサイクルコスト
- 柔軟性（フレキシビリティ）

2　検討方針

（1）検討の前提条件

基本構想の内容を踏まえながら、基本計画の検討における前提条件を整理します。

■ 集約・複合化について

- 基本構想に示すとおり、新庁舎整備にあたり、集約・複合化の検討を進めました。
- 新庁舎の建設場所を「現庁舎敷地」と設定したことから、新庁舎整備は現地建替えとなります。現地建替えによる新庁舎整備にあたっては、敷地内にある複数の既存施設の解体・整備を同時に進める必要があるため、基本構想で整理した「本庁舎周辺の公共施設」を集約・複合化の検討対象の中心としながら、現庁舎敷地外にある機能についても新庁舎と一体的な整備が望ましいものを抽出し、検討します。
- 集約・複合化の方向性について、公共施設全体の床面積削減の考え方や利便性やサービスの向上などの期待する効果を考慮し、以下のとおりとします。

集約・複合化の方向性

- 手続きのしやすさ、行政サービスの向上の観点から、本庁舎北別館・上下水道庁舎・教育文化会館（庁舎機能※部分）・保健福祉センター（庁舎機能※部分）を「庁舎機能」として新庁舎に集約します。※庁舎機能…入居部署の事務室・会議室を示す
- 関連手続きの効率化・行政サービスの向上、賑わい創出の観点から、教育文化会館（会議・研修系諸室）・図書館（一部）・保健福祉センター（健診機能）を「複合機能」として、庁舎機能と一体的に整備（複合化）する方針とします。
- さらなる利便性・市民サービスの質の向上の観点から、新たに国機関についても、一体整備します。

■ 基本計画における検討対象

- 集約・複合化の方向性を踏まえて、「庁舎機能」及び「複合機能」により構成される施設全体を「新庁舎等」と位置付け、本計画において具体的な機能や規模、施設計画、事業計画を検討します。

【参考】庁舎エリア（シビックゾーン）のイメージ

前項の集約・複合化や機能の割振りは、新庁舎等が「人にやさしい出会いとつながりの場」となることを目指すとともに、庁舎エリア（シビックゾーン）内において、新庁舎等を中心に「行政サービス＋賑わい・交流ゾーン（仮）」、保健福祉センターを中心に「学び・文化＋健康＋共創ゾーン（仮）」を形成し、庁舎エリア（シビックゾーン）全体が自然と立ち寄りたくなる、市民の生活を支え豊かにする拠点となることを目指して設定しています。

＜庁舎エリア（シビックゾーン）における機能配置・ゾーニング（案）＞

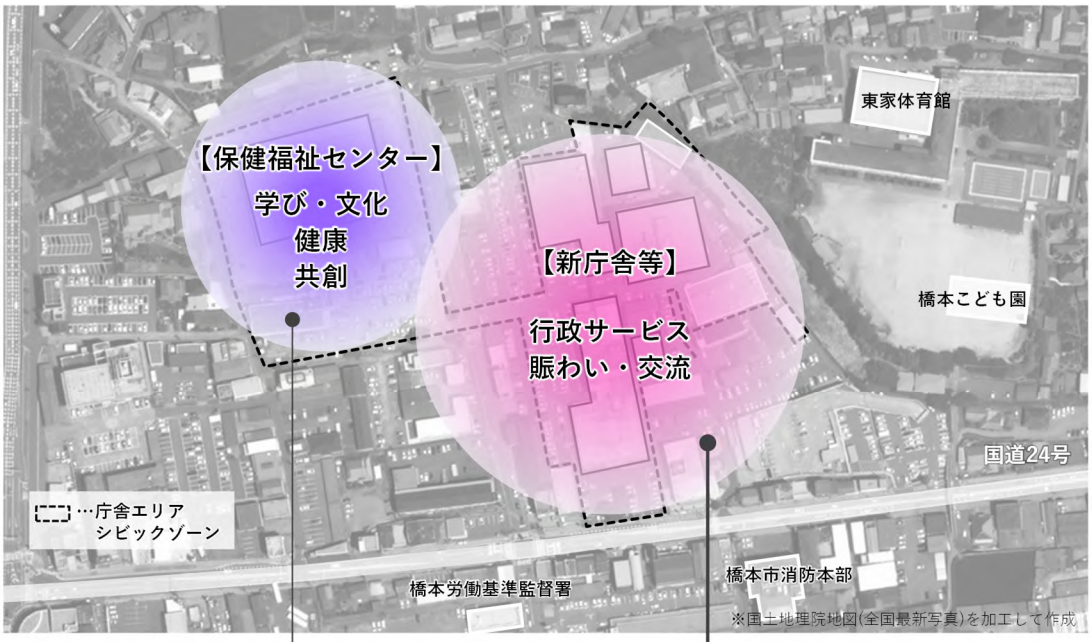

生涯学習機能
- 文化会館・中央公民館（文化・芸術）

図書館機能
- 図書館

保健福祉機能
- いきいきルーム
- 栄養指導室・準備室・調理室
- 遊戯室・屋外遊戯場
- ファミリーサポートセンター
- 多目的ホール（会議室）
- 伊都地方休日急患診療所・歯科診療所

- 市民活動サポートセンター

庁舎機能
- 庁舎（集約）

保健福祉センターとの連携を踏まえ基本計画において具体的に検討

生涯学習機能
- 文化会館・中央公民館（会議・研修）
- 大ホール

賑わい・交流機能
- ライブラリー等

保健福祉機能
- 集団指導室（健診）
- 橋本・伊都障がい者相談支援センター
- 伊都障がい者就業・生活支援センター
- 社会福祉協議会

国機関等機能

※既存施設をベースとした機能配置を示しています。

※新たな施設として整備する際は、現状の機能をそのまま維持するのではなく、庁舎エリア（シビックゾーン）の目指す方向性や新庁舎等における基本理念「人にやさしい出会いとつながりの場」を実現するために必要な機能を検討します。具体的な機能・空間イメージは、第３章に示します。

（2）基本計画における検討方針

基本構想で整理した内容や（1）検討の前提条件を踏まえて、導入機能、必要規模、施設計画、事業計画に関する検討方針を示します。

① 新庁舎等の導入機能

基本構想において、新庁舎整備の基本理念・基本方針やそれらを実現するための必要機能・方策案について整理しました。

基本計画では、新たに加わった複合機能も含めて、新庁舎等の導入機能を具体的に検討します。

なお、基本計画における具体的な内容検討に際しては、基本構想時点で実施した市民アンケート、職員アンケート、団体ヒアリング等の意向調査結果や、基本計画検討時点で実施する市民ワークショップ及び部署ごとに伺う部門アンケート結果を十分に踏まえて進めます。

② 新庁舎等の必要規模

基本構想においては、敷地に必要となる規模算定のために、庁舎機能面積約 13,500 ㎡、複合機能面積約 10,200 ㎡の計約 23,700 ㎡を新庁舎等の全体概略規模として設定しました。ただし、この規模は、敷地の必要規模算定のため全ての機能を新築（整備）する場合を算定したものであるため、新たな精査が必要となります。

基本計画では新たな導入機能も含めて、第 4 章以降の施設計画を具体的に進めながら、より効率的かつ最適な規模となるよう、施設の必要規模を検討・精査します。

③ 新庁舎等の施設計画

基本構想において、現庁舎敷地を新庁舎の建設場所として設定しました。

現庁舎敷地における整備検討を進めるにあたり、基本計画では、必要となる敷地条件の整理を行い、導入機能や必要規模の設定を踏まえ、現庁舎敷地内での土地利用・整備計画や施設配置を検討します。また、施設自体の平面、階層構成、構造・景観計画等、次の段階となる設計に繋がる条件について具体的に検討します。

④ 新庁舎等の事業計画

新庁舎整備に係る事業手法、概算事業費・財源、事業スケジュールについて、本事業において適用が考えられる具体的な内容を検討します。